



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5034085号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

低減したマイクロ多孔性を有するアルミニウム珪素合金

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 イリノイ 60045-48
11 レイク フォーレスト エヌ. フィールド
コート 1
国籍 アメリカ合衆国
ブルンスビック コーポレーション

発明者
(INVENTOR)

レイモンド ジェイ. ドナヒュー
テランス エム. クリアリー
ケビン アール. アンダーソン

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2005-226894

出願日
(FILING DATE)

平成17年 8月 4日(August 4, 2005)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成24年 7月13日(July 13, 2012)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成24年 7月13日(July 13, 2012)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

岩井良行



特許証送付先

住所

〒101-0062
 東京都千代田区神田駿河台3丁目2番地 新
 御茶ノ水アーバントリニティ 専特許事務所

内

氏名

専 経 夫

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5034085号
 登録日 平成24年 7月13日
 出願番号 特願2005-226894
 出願日 平成17年 8月 4日
 請求項の数 14
 納付年分 第3年分まで
 受領金額 15,300円
 受領日 平成24年 6月13日

特許料の納付について

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされず。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許料納付期限日

C/2424

納付年分	納付期限日
第4年分	平成27年 7月13日
第5年分	平成28年 7月13日
第6年分	平成29年 7月13日
第7年分	平成30年 7月13日
第8年分	平成31年 7月13日
第9年分	平成32年 7月13日
第10年分	平成33年 7月13日
第11年分	平成34年 7月13日
第12年分	平成35年 7月13日
第13年分	平成36年 7月13日
第14年分	平成37年 7月13日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
 電話 03(3581)1101 (代表)
 特許担当 内線 2708